

地域医療構想策定に係る構想区域別地域医療構想調整会議について

1 構想区域調整会議の設置方法

- ・ 現在、二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉協議会とは別に、二次医療圏ごとに、「地域医療構想調整会議※」を設ける。
- ・ 保健医療福祉協議会については、協議事項として、「保健医療計画の策定、推進及び評価に関する事項」が規定されていることから、地域医療構想調整会議の協議を踏まえ、今後の進め方及び取りまとめ結果について協議いただく。

※地域医療構想策定ガイドラインでは、「医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとするのが望ましい。」とされている。

2 構想区域調整会議委員構成（案）

- ・ 委員構成については、ガイドラインに沿って選出。
- ・ 構成団体の委員については、保健医療福祉協議会委員を委嘱されている者を中心に選出。
- ・ 病院団体、保険者、保健医療福祉協議会委員以外の基幹病院については、関係団体より推薦。
 - 病院団体・・・病院協会推薦
 - 保険者・・・保険者協議会推薦
 - 基幹病院・・・病院協会、医療法人協会推薦
- ・ なお、構成委員については、地域の実情により、柔軟に選出。

3 調整会議の議長等

- ・ 調整会議の議長等については、参加者の中から地域の実情に応じて、都道府県の関係機関、医師会の代表などから選出されることになる。
- ・ その際、議長等は原則として、案件によらず同一者とした上で、議事によっては利益相反が生じることから、その場合の代理者の規定をあらかじめ定めておくことが適当である。（地域医療構想策定ガイドラインより）

4 構想区域ごとの調整会議の役割

- ・ 推計された医療需要，医療機能の必要量の検討。
- ・ 他の医療圏との提供体制の調整。(WGの設置※)
- ・ WGによる検討項目の選定及び人選。
- ・ 目標を実現するための，施策の検討。
- ・ 地域医療構想策定後の進行管理。

※構想区域を越えたWGの実施方法（案）（詳細は地域医療調整会議で検討）

<検討案>

- ・ 二次医療圏間の流入流出が概ね 20%を超える場合には，二次医療圏を跨いで協議を行う。
- ・ 5 疾病 5 事業及び在宅医療ごとにWGを設置することを基本として，各々の必要量を協議し，その結果を地域医療構想調整会議にて報告。それを基に，構想区域の必要量を推計する。

○ 地域医療構想調整会議構成員(案)

区分	団体名等	
医療関係団体	医師会	保健医療福祉協議会委員
	歯科医師会	保健医療福祉協議会委員
	薬剤師会	保健医療福祉協議会委員
	看護協会	保健医療福祉協議会委員
	病院協会	病院協会より推薦
保険者	保険者協議会より推薦	
福祉関係団体	保健医療福祉協議会委員	
介護事業者	保健医療福祉協議会委員	
住民代表	保健医療福祉協議会委員	
市町村	保健医療福祉協議会委員	
保健所	区域内保健所長	
基幹病院 ※参加数は、構想区域ごとに決定する	保健医療福祉協議会委員	
	県病院協会推薦医療機関	
	県医療法人協会推薦医療機関	
学識経験者	消防	保健医療福祉協議会委員